

## 第40回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成28年3月24日（木） 午後1時30分～午後4時30分
- 2 場 所 長野県庁 議会棟4階 401号会議室
- 3 出席者  
(委 員) 岩井委員、中嶋委員、中村委員、松江委員、宮原委員  
(事務局) 福田課長、山崎企画幹、石山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事
- 4 議 題
  - (1) 会長選出、会長職務代理者の指名
  - (2) 意見聴取案件について
  - (3) その他
- 5 経 過
  - (1) 3月16日（水） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
  - (2) 3月24日（木） 審議会の開催（別紙のとおり）
  - (3) 3月30日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

事務局： それでは、定刻でございますので、ただいまから、第40回長野県個人情報保護運営審議会を開会いたします。私、情報公開・法務課長の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は、委員改選後初めて開催される審議会となりますので、途中までは事務局で議事進行を務めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、個人情報保護運営審議会の委員を快くお引き受けいただきまして、改めて御礼を申し上げます。恐縮でございますけれども、お手元に委嘱状をお届けしてございますので、御確認をお願いいたします。それでは、委員の皆様、初めての方もいらっしゃると思いますので、私から名簿の順で御紹介申し上げたいと思います。

岩井 まつよ 委員でございます。

中嶋 知文 委員でございます。

中村 田鶴子 委員でございます。

松江 英明 委員でございます。

宮原 則子 委員でございます。

それでは次に、事務局から自己紹介を申し上げたいと思います。

(各自自己紹介)

事務局： これより議事に入ります。

始めに、委員改選後の審議会におきましては、長野県個人情報保護運営審議会規則に基づきまして、「会長」の互選を行っております。いかが取り計らえばよろしいでしょうか。御意見ございましたら、お願いいたします。

委員： 中村委員が適任だと思います。中村委員は、長野県における女性弁護士の先駆けとして、ずっと永きにわたり御活躍中でございますし、いろいろな委員会の代表も経験されている方ですので、当審議会の会長にとってもふさわしい方だと思います。

事務局： ただいま「中村委員にお願いしたい。」との御発言がございましたが、いかがでしょうか。

委員： (異議なし)

事務局： それでは、中村委員に会長をお願いすることに決定いたしました。中村会長、ごあいさつをお願いいたします。

会長： ただいま会長に御選任いただきました、中村でございます。今回、この審議会は初めてでございます、不慣れでございますが、皆様の御指導、御協力の下に務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。当審議会は、県の機関等が扱う個人情報について、適切な運用を確保していくという重要な役目を担っております。審議においては、様々な判断が求められる場面が多いかと思われまじけれども、審議会としてその職責を十分果たせるよう、委員の皆様の御協力をお願いいたします。本日は、マイナンバー制度の導入で、件数が146件というふうに多数に上っているようでございますので、この点についても、円滑な審議に御協力いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして「会長職務代理者の指名」をお願いします。規則では、会長が会長職務代理者を指名することとされておりますので、中村会長、御指名をお願いいたします。

会長： 中畠委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

委員： はい。承りました。

事務局： ありがとうございます。

それでは審議に移りたいと思っておりますので、会長、進行をお願いいたします。

会長： それでは、審議に入ります前に、私を含めて、新たに就任された委員さんもいらっしゃいますので、事務局から、審議会の役割・任務等について、改めて説明をお願いします。

事務局：（説明）

会長： 委員の皆様から、御質問等がありますか。

委員：（質問なし）

会長： それでは、審議に入りたいと思っております。案件一覧表1ページの「市町村課」の番号138番から「県立病院機構」の番号190番の定型案件について事

事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 138～190）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。定型案件については詳細な説明を省略するということですが、いかがでしょうか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、新規の一般案件の審議に入ります。案件一覧表の「情報政策課」の番号 191 番から「監査委員事務局」の番号 198 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 191～198）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 案件一覧表の番号 199 番及び番号 200 番の案件について県民協働課から説明を求めます。

県民協働課：（説明 番号 199、200 番）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 案件一覧表の「こども・家庭課」の番号 201 番から「保健・疾病対策課」の番号 208 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 201～208）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 案件一覧表の番号 209 番から番号 222 の案件について保健・疾病対策課から説明を求めます。

保健・疾病対策課：（説明 番号 209～222）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。目的外提供や目的外提供に対する本人通知の省略を含む事項ということでございますが。

委 員： 要支援者の方々への通知を省略するということですが、要支援者に該当しているという情報は、本人からの請求があれば開示するというところでよろしいのでしょうか。

保健・疾病対策課： 開示の請求は可能ですし、要支援者に該当することは、受給者証を交付する時にお話しすべきことであって、県から市町村に情報提供することの本人への通知について、省略させていただきたいと考えています。

委 員： マイナンバー制度の通知が、届いた届かないで話題になったこともありましたが、もしかして、要支援者の方で、自分が対象になっているのかどうか分からないままということもあるのかと思いましたが、開示を請求することはでき、更に最初の段階で本人が承知できるようにしているということですね。

保健・疾病対策課： あと、具体的にはですね。難病患者の中にも、真に寝たきりの方だけではなくて、会社等にお勤めしている方もいらっしゃいますので、私どもからは市町村に名簿を提供しますが、市町村において実際の避難計画を作成する際には、それぞれの方と面接等を行いながら、計画を立てていくこととなりますので、もう少し具体的な話を患者さんとされるものと思います。

委 員： わかりました。

会 長： 実質的な情報提供はできているということですか。

保健・疾病対策課： そうですね。受給者証は必ず毎年更新がありますので、これ以外の他の制度等についても御案内をさせていただいております。

会 長：他に何か、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長：案件一覧表の「保健・疾病対策課」の番号 223 番から「食品・生活衛生課」の番号 244 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 223～244）

会 長：委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。総合リハビリテーションセンターの関係で本人外収集等の案件もあるようですが、いかがでしょうか。

委員：（意見なし）

会 長：案件一覧表の番号 245、246 番の案件について、食品・生活衛生課から説明を求めます。

食品・生活衛生課：（説明 番号 245、246）

会 長：委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長：ここで、10 分程度の休憩とします。

<休憩>

会 長：休憩前に続きまして、案件一覧表の「食品・生活衛生課」の番号 247 番から「労働雇用課」の番号 258 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 247～258）

会 長：委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 次は、案件一覧表の「精神保健福祉センター」の番号 259 番及び 260 番の案件ですが、個人情報保護条例第 48 条では「審議会の行う審議の手続は、個人情報の保護を図る上で支障があると認められる場合を除き、公開とする。」というふうに規定をしております。これから審議を行う 259 番及び 260 番の案件は、特定の個人に関する情報の目的外提供について審議する案件でございますので、第 48 条の「個人情報の保護を図る上で支障がある」と認められます。この案件については非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： それでは、この案件については非公開で審議を行います。

<番号 259、260 番の案件について、非公開審議>

会 長： 非公開で審議を行うべき案件は以上で終了しましたので、ここからは再び公開での審議とします。

案件一覧表の「職員課」の番号 261 番から「高校教育課」の番号 272 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 261～272）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、登録簿廃棄案件の審議に入ります。案件一覧表の「食品・生活衛生課」の番号 273 番から「心の支援課」の番号 283 番の案件について事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 273～283）

会 長： 委員の皆様から、御質問、御意見等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 以上で、通常の見解聴取案件の審議は全て終了しました。特に意見の付いた案件はありませんでしたので、全件について適当と認めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： ありがとうございます。  
続きまして、議事の「その他」ですが、前回の会議録について、事務局から報告を求めます。

事務局：（報告 第39回個人情報保護運営審議会の会議録について）

会 長： 続いて、次回審議会の日程調整をします。

（日程調整）

会 長： それでは、次回は7月25日（月）13時30分から、県庁会議室ということにします。

以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。